

長生郡市合併協議に関する議員説明会

日 時 平成 19 年 2 月 5 日 午後 2 時
場 所 茂原市役所 市民室

次 第

1 開会のことば

2 あいさつ

3 議 事

(1) 長生郡市合併協議準備会の経過について

(2) (仮称) 合併基本構想素案の合意事項について

(3) 質疑及び意見交換

4 閉会のことば

長生郡市合併協議に関する議員説明会席次表

ステージ

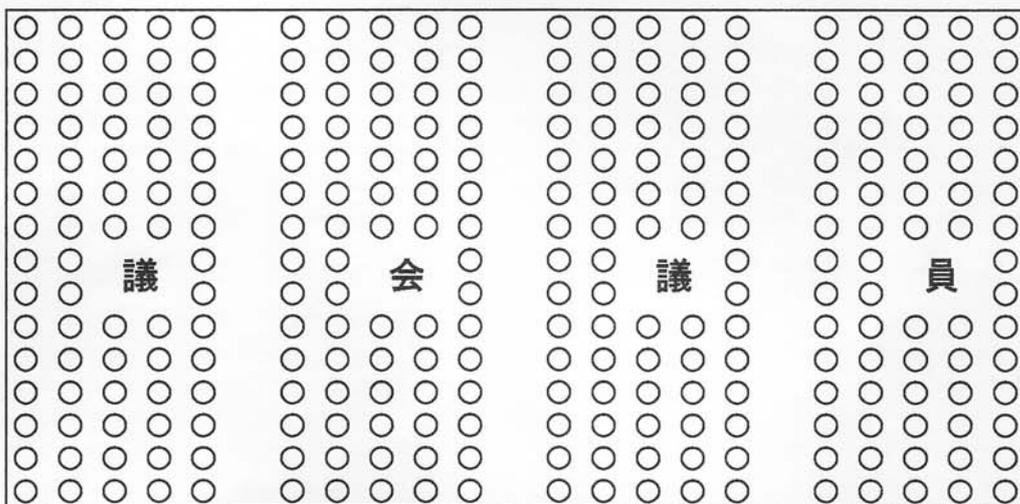
千葉県合併支援室・幹事

長 生 村	長 柄 町	睦 沢 町	白 子 町	茂 原 市	長 南 町	一 宮 町
石 井 村 長	成 嶋 町 長	御 園 生 町 長	林 町 長	石 井 市 長	藤 見 町 長	近 藤 町 長

長 柄 町	茂 原 市	長 南 町	白 子 町	長 生 村	一 宮 町	睦 沢 町
神 崎 議 長	金 澤 議 長	相 議 長	河 野 議 長	中 村 議 長	島 崎 議 長	岡 澤 議 長

市 町 村 長

議 会 議 長



報
道



出
入
口

出 入 口

(1) 長生郡市合併協議準備会の経過について

- ・ 合同会議開催の依頼 (H18.2.15)
長生郡議長会から長生郡町村会へ合同会議開催の依頼
- ・ 第1回合同会議 (H18.3.24)
7市町村の首長及び議長による合同会議開催。
長生郡市一本でまとまるのが理想、段階的な合併を目指す方が早道などの意見がだされた。
- ・ 第2回合同会議 (H18.6.1)
段階的合併に慎重論が強まり、長生郡市一本での枠組みで合併を進めるべきとの意見が大勢を占めた。
- ・ 第3回合同会議 (H18.8.9)
改めて、長生郡市一本での合併を目指すことをお互い確認し、合併協議を先に進めるための「準備会」を設けることで合意。
- ・ 第4回合同会議 (H18.11.2)
長生郡市合併協議準備会会則を制定



- ・ 第1回長生郡市合併協議準備会 (H18.11.2)
会長(一宮町長)、副会長(長南町長)を選出し、新市の骨格をなす(仮称)合併基本構想素案の7項目(前回合併協議の難航事項)について、準備会にて調整・協議することを合意。
- ・ 第2回長生郡市合併協議準備会 (H18.11.30)
基本的調整方針、合併の方式、事務所の位置、支所の設置形態について合意し、合併効果並びに各市町村の財政状況について認識の共有を図った。
- ・ 第3回長生郡市合併協議準備会 (H19.1.22)
新市名、合併期日、議会議員・農業委員の特例の有無、定数、並びに特別職・一般職の報酬、給与水準について合意し、さらに議員説明会の開催を合意。

- ・ 長生郡市合併協議に関する議員説明会 (H19.2.5)
- ・ 第4回長生郡市合併協議準備会
基本構想素案全体の確認及び今後の進め方等を協議予定。

(2) (仮称) 合併基本構想素案の合意事項について

1. 基本的調整方針

- ・この合併は、住民のための合併であることを改めて銘記する。
- ・この合併は、茂原市を中心とした長生地域全体の新たなまちづくりのスタートと位置付ける。
- ・この合併は、関係市町村数に変更が生じても、合併へ進むこととする。
- ・この合併により、一部事務組合は解散することとする。

2. 合併方式と新市名

- ・合併の方式は、新設合併とする。
- ・新市名は、法定協議会において区域内住民による公平なる公募等を実施し、その多数意見をもって決定する。

3. 事務所の位置、支所の設置形態

- ・事務所の位置は、現茂原市役所とする。
- ・6町村の役場庁舎は、住民利便を考慮して、支所として活用する。なお、支所の機能・配置人員等は、新市発足までに調整する。

4. 合併期日

- ・合併の期日は、平成20年4月1日とする。

5. 議会議員、農業委員の特例の有無、定数

- ・議会議員については、在任特例を3ヶ月適用、特例後の定数は法定上限の34人とする。
- ・農業委員については、在任特例を3ヶ月適用、在任特例期間中は、旧市町村ごと7つの委員会を設置、特例後は1つの委員会とし、公選による委員の定数は34人とする。

6. 特別職、一般職の報酬・給与水準

- ・特別職については、茂原市並みの額とする。ただし議会議員・農業委員の在任特例中は旧市町村の額、特例終了後は茂原市並みの額とする。
- ・一般職については、各人の現市町村における給料の額を新市の給料表に格付けし、市町村間の格差については、合併効果を高めるように新市において調整する。

7. 合併効果

長生郡市7市町村 人口：158,535人、面積：326.98 km²

① 総合自治体への進化

- ・ 観光振興室、政策法務室など専門部署の設置により、政策形成や専門的対応能力が強化
 - ⇒例えば、政策法務室の設置により、国・県に頼ることなく、独自の政策立案をしていく体制を整備
- ・ 保健師、臨床心理士など専門職員の種類・数が増え、子育て総合支援など新たなサービスを実施
 - ⇒例えば、サービス窓口の増加、相談機会の拡充によって、勤務地近くでサービスを受けることが可能、町では実施していなかったサービスの実施
- ・ 長生郡市広域市町村圏組合と一宮聖苑組合を解散することができ、基礎自治体の事務を一元処理できる。
 - ⇒消防と防災の一元化によって、災害発生場所の把握、消防活動、救援活動の実施など迅速・的確な指示を行い、被害拡大防止が可能。
 - ⇒ごみ処理と環境施策の一元化によって、環境施策に合わせた分別方法、手数料制度の導入など、ごみの減量化・再資源化への取組促進が可能。
 - ⇒病院を直接運営することによって、医療と福祉の連携強化が可能。

② 地域特性を最大限に活かす新たなまちづくりのチャンス

- ・ 九十九里浜と、平野、里山といった多様な魅力を新市で共有し、観光資源の一体的PR、案内表示や道路網を一体的整備により集客UPを図るなど、地域の魅力をとことん伸ばし、地域を活性化
- ・ 生産性の高い農業、工業、商業、観光・リゾート等、多様な産業を有し、総合力を備えた高実力都市の誕生
- ・ 首都圏中央連絡自動車道の開通に伴う効果を地域全体に波及させ、最大限発揮するため、一体的・計画的取組による地域活性化
- ・ 生活圏が一体化している地域のまちづくりを一体的に担い、住みやすいまちづくり

③ 行政サービス水準を落とさず、内部管理経費を削減し、新たな財源を産み出す

	合併前	合併後	比較	効果
特別職	14名	2名	▲12名	1.4億円/年
議員	130名	34名（法定上限数）	▲96名	3.8億円/年
職員	1,222名	914名（類似団体規模）	▲308名	16.3億円/年

※特別職は、首長、助役（定数）の計。合併後は、首長・副市長各1名と想定した。
 ※職員数は一般行政部門の計。合併前職員数には一部事務組合の職員数を含む。類似団体は、「類似団体別職員数の状況（平成17年4月1日現在）」による。
 ※効果は、各市町の特別職の報酬額（平成18年1月1日現在）、職員給与額（平成17年4月1日現在）をもとに計算した合併前後の差。

（参考）

今後数年間で大量退職が予定されているため、合併により各市町村に共通の総務、企画など管理部門の合理化を円滑に進めることが可能です。

年度	'06	'07	'08	'09	'10	'11~'12	計
定年退職見込数	52	70	63	79	65	149	478

※数値は、H17.4.1給与実態調査における全職種により、一部事務組合職員数含

長生郡市合併協議準備会会則

(設置及び目的)

第1条 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、長生郡市一体の合併に向けた合併協議推進に関する準備等を行うため、本会を置く。

(名称)

第2条 本会の名称は、長生郡市合併協議準備会（以下「準備会」という。）とする。

(基本方針)

第3条 準備会の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 前回の合併協議会における合意事項は基本的に生かす。
- (2) 前回の合併協議における協議難航事項を調整し、法定協議会等設置後の協議の円滑を図る。
- (3) 各市町村における行財政改革について、認識の共有を図ることで、合併の障害をなくしておく。

(所掌事務)

第4条 準備会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 合併に関する主な協議項目の調整
- (2) (仮称) 合併基本構想素案の作成
- (3) 法定協議会等の設置準備
- (4) その他、合併協議の推進に必要な事項

(組織)

第5条 準備会は、7市町村の長及び議会議長をもって組織する。

2 準備会に千葉県総務部市町村課市町村合併担当課長を助言者として置く。

(役員)

第6条 準備会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 前項に規定する役員は、互選によって選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、準備会の目的を達成するまでとする。

2 任期中に役員が欠けた場合は、前条第2項の規定により再度役員を選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 準備会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(市町村長、議会議長及び助言者以外の者の出席)

第10条 会長は、必要に応じて7市町村の長、議会議長及び助言者以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第11条 準備会に提案する事項について、協議又は調整するため、準備会に幹事会を置く。

2 幹事は7市町村の長が指定した者をもって充てる。

(事務処理)

第12条 準備会の事務処理は、7市町村及び千葉県が共同で行う。

2 会議の日程調整等、会の運営に必要な庶務は、会長市町村において行う。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、準備会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成18年11月2日から施行する。